

積替規制

○対象の範囲

①武器(輸出貿易管理令別表第1の1項)の場合 → 輸出許可が必要

②その他の貨物の場合

1) 大量破壊兵器の開発等に用いられる旨の連絡を受けたとき

2) 経済産業大臣から許可申請が必要である旨の通知(インフォーム)を受けたとき

のいずれかの場合 → 輸出許可が必要

※ただし、アメリカなど26カ国
(輸出貿易管理令別表第3地域)向け
の場合を除きます。

③ ①②のいずれにもあたらない場合 → 輸出許可は不要